

令和 2 年度 就学援助制度について

1 月終わりのころから 2 月始めのころに学校からお配りした「令和 2 年度（2020 年度）就学援助制度のお知らせ（早期 2・一般・随時）」（以下「お知らせ」という。）の内容に変更があります。

就学援助制度とは？

経済的な理由でお子さんを大阪市立の小・中学校に通わせるのが難しい家庭の保護者の方に
学校教材費や給食費などを援助する制度です。

1 所得基準額について（「お知らせ」4 ページ）

令和 2 年度の所得基準額が決まりました。「お知らせ」の【所得基準額】とは額が変わっていますので、
申請理由⑫で申請をお考えの方は、ご注意ください。

【所得基準額】

世帯の人数		2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
住宅の形態	借家等	219 万円	263 万円	322 万円	358 万円	398 万円	471 万円
	持家	155 万円	199 万円	257 万円	293 万円	333 万円	394 万円

※所得基準額は、平成 31 年 4 月の生活保護基準を基にしています。

※令和 2 年度については、令和 2 年 3 月末時点で就学援助を受けていた方が令和 2 年度の所得基準額を上回る
場合、令和元年度の所得基準額を用いて審査を行います。

2 入学準備補助金の支給額について（「お知らせ」8 ページ）

新 1 年生に支給される入学準備補助金の支給額が変更（増額）されました。

校種	支給額
小学校	51,060 円
中学校	60,000 円

3 申請理由⑨「火災、風水害、震災、その他の災害にあった方」の証明書類について
（「お知らせ」2 ページ）

区役所で災害時に発行される証明書の名称が変更になりました。

なお、令和元年 10 月以前にあった災害に対する証明書の取扱いは、これまでのとおりです。

申請理由を証明する書類等
◎風水害、震災、その他 罹災証明書（区役所発行）

[就学援助ホームページ]

[お問合せ先]

教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当

就学支援グループ 電話番号：06-6115-7653

（4 月 1 日に学校経営管理センターから名称を変更しています）

